

ー町内事業者のみなさまへのお知らせー

町では、長引く新型コロナウイルス感染症により影響を受けている町内事業者の皆様を応援するべく、ポストコロナに向けて、新たな商品開発や魅力発信を行うためのホームページの開設などを行う事業者の皆様へ、経済対策事業として下記の補助を実施いたします。

ぜひご利用いただきますようお願いいたします。

①新商品開発支援事業補助金

対象者：町内に事業所を有する事業者等（製造業、小売業、飲食サービス業等）

対象事業：新商品の開発事業

※基本的には、ふるさと納税返礼品として、お取り扱いさせていただける商品として新商品開発をお願いいたします。

対象要件：(1)新商品開発支援事業者登録及び商品提案において、決定を受けていること。

(2)年度内に新商品の開発を完了すること。（発売開始することが望ましい。）

対象経費：事業を行うのに必要な経費（消耗品、材料費、委託料、使用料、備品購入費等）

補助金額：補助率は、補助対象経費の10/10以内とし、最高限度額は1件20万円

手続き：事業採択にあたっては、新商品開発支援事業者登録及び商品提案書を提出し、審査を受けてください。（一事業者の商品提案は2件まで）

②事業者ホームページ等開設等支援事業補助金

対象者：町内に事業所を有する事業者等

対象事業：ホームページ等の開設・リニューアル及び紙媒体による広報媒体製作によるPR事業

対象経費：事業を行うのに必要な経費

補助金額：補助率は、補助対象経費の10/10以内とし、最高限度額は20万円

手続き：事業採択にあたっては、事業要望書を提出し、審査を受けてください。

※いずれの事業も対象事業の実施期間は、令和3年8月1日～令和4年3月31日までに完了することが要件となります。

※一事業者だけでは負担の大きい備品購入等についても、複数事業者で購入し、共同使用することで新商品開発に結び付く場合など、ケースに応じて、対象の可否を判断させていただきますので、ご相談ください。

※①②は、同時に申請することもできます。

※予算がなくなり次第終了となります。